

○ 石川県警察職員の旧姓使用について（通達）

〔 令和3年3月8日務甲達第24号
石川県警察本部長から部課署長あて 〕

対号1 平成29年2月27日付け務乙達第10号「石川県警察職員の旧姓使用について（通達）」

対号2 令和3年3月8日付け務甲達第23号「石川県警察の旧姓使用に関する要綱の全部改正について（通達）」

県警察では、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮できる職場環境の整備を図るため、旧姓使用について対号に基づき実施しているところであるが、この度、「石川県警察職員の旧姓使用に関する要綱」（以下「要綱」という。）を全部改正したので、下記事項に留意の上、円滑な実施に配慮されたい。

なお、対号1は廃止する。

記

1 旧姓使用の範囲等

要綱の第2の2(5)で定める旧姓使用の対象から除外する文書等については次のとおりとする。

(1) 公務員の身分関係等を規定するもの

辞令（採用、退職、分限処分、懲戒処分等身分の重大な変動に係るもの及び給与に係るもの）、履歴書、退職願、退職届、宣誓書

(2) 公務員の権利・義務に係るもので、他に与える影響の大きいもの

育児休業等に係るもの、旅行命令簿、財務規則等に定める会計事務帳票及び証拠書類のうち、請求行為に係るもの及び委任事項に係る受任者の決裁

(3) 私人との法律上の関係を発生させるもの

契約書、入札執行通知、現金領収書

2 旧姓の使用における留意事項

(1) 旧姓の使用に当たっては、旧姓の使用を認められた文書について、統一して旧姓を使用するなど恣意的な使用とならないよう留意し、また、戸籍上の氏名で業務を行う際には、必要に応じて相手方に対し、旧姓使用している旨及び当該旧姓を伝達しておくなど、常に県民、関係機関、職員等に誤解や混乱が生じることのないよう配慮すること。

(2) 旧姓とは婚姻等により改められる前の戸籍上の氏名であり、通称やペンネーム等は使用できない。

- (3) 職場での呼称についても、旧姓を使用できる。
- (4) 旧姓使用を行う職員の履歴書については、旧姓使用である旨記載すること。また、旧姓使用を中止するときも同様に記載すること。
- (5) 旧姓使用届及び旧姓使用中止届については、それぞれの写しを人事記録末尾に添付し、保管すること。

3 その他

石川県警察情報管理システムに係るものについては、システムの改修を要するため当分の間、旧姓使用を不可とする。